

令和4年3月23日

消費者支援群馬ひまわりの会とペツツファースト株式会社との間の 裁判上の和解について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（以下「原告」という。）が、ペット販売やペット購入者のアフターサポート等を目的とするペツツファースト株式会社（以下「被告」という。）に対し、被告が消費者との間でサービス利用契約を締結する際に使用している「ほっとサポート約款」（以下単に「約款」という。）に含まれる別添の和解条項の別紙契約条項目録記載の条項（以下「本件条項」という。）は、消費者契約法（以下「法」という。）第10条^(※)に規定する消費者契約の条項に該当してその効力が否定されるものであるとして、法第12条第3項の規定に基づき、本件条項を内容とする意思表示の停止、本件条項が記載された約款の用紙の廃棄、及び、被告の従業員らに対する本件条項を内容とする意思表示を行うための事務を行わないことの指示を求めた事案である（令和3年5月20日付けで前橋地方裁判所高崎支部に対して訴訟を提起）。

(※) 消費者契約法

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（注）上記の訴えが提起された日現在の規定

(2) 結果

令和3年10月27日、原告と被告との間で、別添の和解条項を内容とする裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（法人番号 7070005005295）

3. 事業者等の氏名又は名称

ペツツファースト株式会社（法人番号 9010801018132）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9148

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、別紙契約条項目録記載の条項（以下「本件条項」という。）について、消費者契約法10条1項に違反していることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、本和解締結日以降、被告が消費者との間で「ほっとサポート」のサービス利用契約を締結するに際し、本件条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示をしないことを約束する。
- 3 被告は、原告に対し、本和解契約締結後1か月以内に、本件条項が記載された約款の用紙を破棄するとともに、全従業員に対し、本件条項が記載された用紙を利用しないように指示することを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、約款の策定、変更にあたっては、消費者契約法1条の趣旨を尊重し、同法に違反する行為又は条項の利用をしないことを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、適格消費者団体からの申し入れがあった場合には、遅滞なく回答することを約束する。
- 6 訴訟費用は、被告の負担とする。

以上

(別紙)

契 約 条 項 目 錄

ほっとサポート約款

第46条（解除・本サービスの停止）

- 1 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本サービスの利用契約の全部若しくは一部を解除し又は本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ③ 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ 公租公課の滞納処分を受けた場合

以上